

様式第1号

# 埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札 (事前審査型) 公告

業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県社会福祉事業団一般競争入札(事前審査型)要領(以下「要領」という。)第3条の規定に基づき公告する。  
なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和5年12月8日

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団  
理事長 黛 昭 則

記

## 1 業務委託概要等

### (1) 入札対象業務

ア 件 名 花園給食業務委託  
イ 場 所 深谷市小前田2691番地  
埼玉県社会福祉事業団 花園  
ウ 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで  
エ 概 要

社会福祉施設給食業務委託

・利用者定員

埼玉県社会福祉事業団花園	入所施設	定員	110人
	通所施設	定員	20人
	短期入所	定員	16人

埼玉県社会福祉事業団皆光園	入所施設	定員	50人
---------------	------	----	-----

※皆光園は、施設改築工事のため、令和6年6月まで同地に開設する。

### (2) 入札手続きの方法

要領の規定による。

## 2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

## 3 一般競争参加資格等確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、要領第8条の規定により一般競争参加資格等確認申請書に一般競争参加資格等確認資料を添付し、2部持参すること。

### (1) 期 間

令和5年12月15日（金）午前10時00分から

令和5年12月25日（月）午後 4時00分まで

詳細については、入札説明書を参照。（以下同じ）

### (2) 提出場所

埼玉県社会福祉事業団 花園

埼玉県深谷市小前田2691

## 4 入札執行の日程等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、埼玉県社会福祉事業団ホームページ等で案内する。

### (1) 入札日時

令和6年1月12日（金）午前10時00分

### (2) 入札場所

埼玉県社会福祉事業団花園 大会議室

## 5 入札参加資格

本件入札に必要な資格とは、次に掲げる条件をすべて満たし、入札参加資格審査委員会に諮り資格を有すると認められた者とする。

### (1) 基本的な資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(2) 格付け及び登録業務に係る要件

給食業務を実施するものにあつては、物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされ、「給食業務」に申請登録されている者であること。

(3) 次に掲げる要件を満たすこと

ア 110床以上の病院又は110人以上の定員を有する社会福祉施設給食業務を受託している者で、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間において1年間以上継続して誠実に履行した実績がある者であること。

イ 要求される調理・栄養業務等に係る職員は免許を保持している者。

## 6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

要領に基づき入札執行前に確認し、令和5年12月26日（火）午後4時00分までに通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和5年12月27日（水）午後4時00分までに、書面により再確認を求めることができる。再確認の結果は、令和6年1月5日（金）午後4時00分までに回答する。

## 7 業務仕様書等

業務委託仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「業務仕様書等」という。）は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団ホームページで公表する。

## 8 業務仕様書等に関する質疑

業務仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおりファクシミリもしくは電子メールにより質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和5年12月27日（水）午前10時00分から

令和6年 1月 5日（金）午後 4時00分まで

(2) 受付場所

埼玉県社会福祉事業団花園 庶務担当

FAX : 048-584-5081

メール : [hanazono@sswc-gr.jp](mailto:hanazono@sswc-gr.jp)

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和6年1月10日（水）午後4時00分までにホームページに掲載する。

**9 現場説明会**

開催しない。ただし、現場見学を希望する場合は、事前に電話連絡のうえ、見学日時等を調整すること。

**10 入札に関する注意事項**

(1) 入札に記載する金額

令和6年度から令和8年度までの3年度分の総額を記入すること。なお、金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税を加算する。）

(2) 入札金額積算内訳書

要領第15条の規定による。

(3) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

要領第18条の規定による。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書き換え、引換又は撤回することはできない。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札金額の訂正のある入札書による入札

イ 記載すべき事項の記入の無い入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

ウ 入札に参加する資格の無いものがした入札

エ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

オ その他要領第22条に該当する入札

## 11 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示前の過去2年間の間に2回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた時。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めたとき。

(2) 入札保証金の納付方法が次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに埼玉県社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込先口座については、別途通知する。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領第16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。

(3) 上記(1)アに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

令和6年 1月12日（金）入札開始前まで

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行したものについて、その契約書の写しおよび業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを一般競争参加資格等確認申請書に添付すること。

イ 当事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

## 12 代行保証人

契約の相手方は、契約にあたって、代行保証人を附するものとする。

なお、代行保証人は、落札者と同等以上の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。

### 13 支払い方法

確認検査終了時 毎月精算

### 14 この公告に関する問い合わせ先

埼玉県社会福祉事業団 花園 庶務担当

電話：048-584-2506

FAX：048-584-5081

メール：[hanazono@sswc-gr.jp](mailto:hanazono@sswc-gr.jp)

### 15 その他

本件入札については、埼玉県社会福祉事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

埼玉県社会福祉事業団ホームページ <https://sswc-gr.jp>

以上